

第7期 第33回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年4月6日(木) 午前9時30分～
2. 開催場所 農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員 (18人)
4. 欠席委員 (1人)
5. 議事録署名人の指名について (2人)
6. 議案日程

議案第 118号 農地法第3条の許可申請について	(10件)
議案第 119号 農地法第5条第1項の許可申請について	(1件)
議案第 120号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	(1件)
議案第 121号 農用地利用集積計画について	(1件)
7. 農業委員会事務局職員 (3人)

8. 会議の概要

○局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中18名です。3番 ○○ ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは○○会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

年度が替わりまして4月となりましたが、皆さんだんだん忙しくなる中、ご参集いただきましてありがとうございます。何日かぶりの雨で桜も散り、暖かくなってまいりました。それとともに農業関係では春先の作業でこれからひと月もすれば麦の刈り取りと大変忙しくなってくる時期かと思えます。本日は総会に出席いただきありがとうございます。

それでは只今から第33回農業委員会を開会いたします。

まず、本日の議事録署名人ですが、7番 ○○ ○○ 委員さん、8番 ○○ ○○ 委員さん、よろしくをお願いします。

議案審議に入っていきます。本日の議案は13件と件数が多いですが、慎重に審議いただけたらと思います。まず、議案第118号農地法第3条の許可申請について、10件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第118号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。1番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 松山市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、畑、400㎡外3筆で計4筆。合計面積は1,345㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は野菜、果樹です。主な農機具の保有状況は、耕運機、草刈機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は0㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、○○さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和5年3月22日10時から○○委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しております。まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、現在、経営しており、兼業となるが農業に従事するために、農地を探していたところ、申請地の売買の話があった。知人の農家から指導助言を得ながら1年を通して、果樹のイチジクと野菜を栽培する。耕運機、草刈機を所有しており、申請地横の倉庫を購入予定である。収穫物については、JAや産直市等への出荷を予定しているとのことで

す。第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人、妻2人で、年間200日程度農業に従事するとのこと。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図5ページになります。場所は〇〇のところにあります。所有者の〇〇さんの知人と〇〇さんが知り合いとのことで土地を紹介されたとのこと。〇〇さんは自営業者ですが、農業に興味を持っており、主に申請地ではイチジクと野菜を栽培するとのこと。イチジクの栽培については指導していただける人もおりますし、面接時に資料を持参し説明していたことから、意欲が窺われました。

〇〇さんは病気で草刈りができないので、現在は草が生えており、見た目も悪いのですが、許可後に〇〇さんが早急に草刈りを行うとのことでした。特に問題ないと思いますので、よろしく審議お願いいたします。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 松山市〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、426㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜、シキミです。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕運機です。労働力は、本人の常時1人です。耕作面積は10,177.97㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しな

いため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図6ページをご覧ください。〇〇というところで、〇〇の東側に申請地があります。親の代に農地の売買契約を交わしており、この際きちんと整理したいとのことと、譲受人も耕作していきたいとのことから申請があがりました。すでに作付けもされておりますので、特に問題はないと思われます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありました、皆さんのご意見お伺ひしたらと思ひます。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思ひます。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして3番目の案件につきまして事務局より説明願ひます。

○事務局

3番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1, 206㎡です。借受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は賃借権設定3年です。作付作物は里芋、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、耕うん機、運搬機です。労働力は、本人、妻の常時2人と農繁期に臨時雇用1人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙2をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和5年3月23日15時30分から〇〇委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しております。まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、5年前から農業に従事しており、農地を探していたところ、友人の伝手で土地を紹介してもらい賃貸借することになった。兼業となるが農業に従事する。トラクター、田植機、耕うん機、運搬機を所有しており、1年を通して里芋と野菜を作付けすることです。収穫した作物は食品加工会社やJAへの出荷を予定しているとのこと。第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」

ですが、常時本人、妻2人で、年間300日程度農業に従事するとのこと。また、農繁期に臨時雇用として1人増員予定です。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の管理取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図7ページをご覧ください。場所は〇〇にあります。〇〇さんは5年前から〇〇市で里芋を作付けしておりました。出身は〇〇になり、飲食店を営んでいることから、地元の友人の伝手で〇〇さんを紹介していただいたとのこと。飲食店は夜間の営業であるため、農業には支障はないとのことでした。また、加工会社もこちらにありますし、JAへの出荷も予定しているとのこと。経営規模も拡大したいと考えており、非常に意欲のある方だと感じました。農機具もすべて自分で所有しており、保管するための倉庫も所有しているとのこと。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

4番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、2, 235㎡です。借受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は賃借権設定3年です。作付作物は里芋、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、移植機です。労働力は、本人の常時1人と農繁期に臨時雇用2人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農者となりますので、別紙3をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和5年3月23日16時から〇〇委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しております。まず第1号不耕作目

的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、以前から農業興味があり土地を探していたところ、賃貸借することになった。トラクター、田植機、移植機を所有しており、1年を通して里芋と野菜を作付けするとのことです。収穫した作物は食品加工会社やJAへの出荷を予定しているとのことです。今後、10年以上を目安に農業に従事し、知人農家からの指導助言を受けながら、栽培技術の向上と収穫量の増加を目指していくとのことです。第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人1人で、年間200日程度農業に従事するとのことです。また、農繁期に臨時雇用として2人増員予定です。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の管理取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことです。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図8ページをご覧ください。場所は〇〇の近くで〇〇さんの宅地に隣接する農地になります。この土地は利用権設定でほかの人に耕作していただいていたが、今年4月で期限がきれるとのことから、耕作者を探していたところ、〇〇さんが〇〇で農地を探していたため紹介し、借りたいとのことで申請がありました。順次規模拡大を考えておられるとのことでした。すでに草刈り等をしていただいております。農業に対して熱心であるため特に問題ないと思われまます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

〇〇さんは私のところにもあいさつにきたのですが、一つ前の議案と内容が重なっていると感じました。二人は知り合いでしょうか。

○委員 〇〇委員

〇〇さんと〇〇さんは知り合いで、グループで農業を行うとの話をされておりました。

○議長（会長）

ほかに何か意見はございませんか

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

5番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、565㎡、外11筆で計12筆。合計面積9,798㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は使用貸借権設定10年です。作付作物は水稻、果物です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機、軽トラック、動力噴霧器です。労働力は、本人の常時1人と臨時雇用3人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、〇〇につきましては農地所有適格法人としての申請もございましたので、農地所有適格法人の要件該当について、定款や計画書等の書類を確認しております。内容についてご説明いたします。農地所有適格法人の要件ですが、4つの要件がございまして、1つ目の要件が、法人形態要件です。〇〇は要件を満たしております。2つ目の要件が、事業要件です。収入の過半が農業関連事業の収入ということで、農産物の生産が収入の過半を占めるということで要件を満たしております。3つ目の要件が、議決権要件です。構成員の議決権の過半が、法人の農業の常時従事者等であることですが、構成員は1名であるため法人の農業の関連事業の常時従事者ということで過半を満たしております。4つ目の要件が、役員要件です。役員の過半が法人の行う農業に年間150日以上常時従事する構成員であることですが、代表の〇〇さんが年間300日以上従事することによって要件を満たしております。

よって、必要な4要件を満たしていることから、農地所有適格法人として判断しております。

また、〇〇につきましては、東温市で新規就農、企業参入になりますので、別紙4をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和5年3月14日14時から〇〇 委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しております。まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、地域の活性化や経営規模を拡大するために、法人を立ち上げ、水稻、メロン、シャインマスカットを中心に作付けを行う。すでに栽培している農業者から指導助言を得ながら農業に従事する。農業に必要な主要農機具を保有しており、今後ハウスの建築や水耕栽培機械、スマートガラスの導入を予定しているとのことです。収穫した果物等はネット販売や直販売営業等を行う予定であるとのことです。第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、農地所有適格法人の要件を備えていることから該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号

「農作業常時従事要件」ですが、常時本人1人で、年間300日程度農業に従事することです。また、臨時として3人雇用予定です。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の管理取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加することです。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図9ページになります。場所は〇〇になります。自身で法人を立ち上げて、自身の所有する農地にビニールハウスを建築し、フルーツのシャインマスカット等を作付けすることです。農業に専念し、地元へも貢献したいとの思いも持っていることから、特に問題ないと思われれます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、6番、7番目の案件につきましては譲受人が同一ですので一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局

6番 譲渡人 千葉県千葉市〇〇番〇 〇〇 〇〇さん持分4分の1外3名。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1, 028㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機です。労働力は、本人の常時1人です。耕作面積は13, 952㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

続きまして、7番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、28㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物以下同じです。農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えており

ます。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図10ページになります。場所は〇〇の南側になります。譲渡人はすべて県外在住で今後農業を行う予定はないことから知人の〇〇さんと売買で話がまとまったとのこと。〇〇さんについても高齢であることから農地を手放したいと考えていたところ、隣接地の売買の話があったため、売却することとなったとのこと。〇〇さんは高齢ではありますが、すごく元気な方です。また、息子が仕事を退職し、農業を手伝うとの話もあることから、特に問題ないと思われ。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、続きまして、8番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

8番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、963㎡です。譲渡人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は多肉植物、花卉作物です。主な農機具の保有状況は、軽トラック、噴霧器、草刈機です。労働力は、本人の常時1人です。耕作面積は3,397㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙5をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和5年3月22日11時から〇〇委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しております。まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、7年前から農業に専従しており、経営規模拡大のため、農地を探していたところ申請地の売買の話があった。すでに〇〇市で3反以上耕作しており、多肉植物と花卉園芸作物を栽培している。軽トラックを所有しており、申請地にビニールハウスの建築を予定しており、栽培した植物は市場等への出荷を行うとのこと。第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人

1人で、年間300日程度農業に従事するとのことです。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の管理取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことです。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図11ページになります。譲渡人の〇〇さんは今まで農業に従事したことがなく、他の方に耕作していただいております。農地を手放したいと考えておられ、農地に看板をたてていたところ、その看板をみた〇〇さんがどうしてもほしいとのことから売買で話がまとまりました。〇〇さんは多肉植物を〇〇市で栽培しており、東温市でも多肉植物を栽培されるとのことです。非常に意欲の高い青年でありますので、特に問題ないと思われまます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、9番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

9番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、25㎡。同所同字〇〇番〇、畑、6.22㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は野菜、果樹です。主な農機具の保有状況は、耕運機、動噴、草刈機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は11,042㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

いします。

○委員 ○○委員

説明します。地図12、13ページをご覧ください。場所は○○になります。東側に○○さんの耕作地がありますが、進入路がなく○○さんの農地を通して進入しており、この土地については16年前に話ができており、金額も支払い済みとのこと。申請地を通らないと農地に入出入りできないとのことから申請に至ったとのこと。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、10番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

10番 譲渡人 東温市○○番地○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、2,499㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は野菜、果樹、花卉です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、運搬機、草刈機です。労働力は、本人、妻、子の常時3人です。耕作面積は7,749㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 ○○委員

説明します。地図14ページをご覧ください。申請地は○○になります。○○さんは土建業を営んでおります。以前から話ができており、○○さんは農業を行う予定はないことから、○○さんに相談し売買で話がまとまったとのこと。すでに申請地もきれいに整備されており、今後も農地を荒らさないよう適切に管理してほしい旨伝えております。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第119号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第119号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

11番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 西条市〇〇番地〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、499㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地。転用目的は分家住宅。権利内容は使用貸借権設定です。開発許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図15ページをご覧ください。場所は〇〇にある土地になります。この近辺は圃場整備されており、申請地南側に親の家があります。除外意見決定済の案件となっていることから、特に問題はないと考えられます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

ほかに何かご意見はございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第120号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第120号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明いたします。農用地区域からの除外についての案件になります。12番 所有者 松山市〇〇番地〇〇 〇〇さん。申出者 松山市〇〇番〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、1,149㎡、同所同字甲954番1、畑、223㎡。計2筆で合計面積1,372㎡です。都市計画区域はその他区域。農地区分は第2種農地です。転用目的は露天駐車場及び資材置き場です。開発許可は不要、転用許可は必要です。

なお、この案件については前回3月8日に開催された第32回総会にてご審議いただきましたが、審議保留となった案件ですので、事務局から前回の総会でご指摘いただきました内容につきまして、令和5年3月24日10時20分ごろから、〇〇会長と事務局とで〇〇の事業所を訪問しております。現地では〇〇および〇〇行政書士から説明を受けました。まず、〇〇の事業所については当該事業所用地を土地所有者に返却することが決まっております、許可が下り次第、移転するとのことでした。そして〇〇の事業所と同じ用途で〇〇のほうに移転する計画であることを確認いたしました。今回の申出地についても露天資材置場と駐車場で使用する計画となっており、〇〇の事業所と同じ仕様であることを確認いたしました。前回の総会で質問がありました内容について〇〇社長に確認いたしましたところ、洗車の有無については洗車しないとのことを確認しております。給水や汚水の排水もないとのことでした。また、水利組合のほうからも特に指摘がなかったことも確認しております。舗装をおこない周囲にはパネルを建てて騒音と防塵防止対策に取り組みますとのことでした。

続きまして、通学路についての質問についても確認しております、管轄しております学校教育課から〇〇小学校に問い合わせをしたところ当該地の国道、市道を通る児童はいないとのことを確認しております。

地元説明会を行わないのかについては、説明会を開催する予定はないとのことですが、工事にあたっては近所にあいさつまわりをおこない安全性の確保を行うとのことでした。事務局からの説明は以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますが、前回説明していただいておりますが、追加で報告することはございますか。

○委員 〇〇委員

前回説明したとおり、追加での報告等はございません。

○議長（会長）

それでは、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

事務局からの説明で洗車等の水道設備は設けないとのことでしたが間違いはないでしょうか。

○事務局

社長にも確認しております、〇〇の事業所のほうにも給排水はありませんでしたので間違いはありません。

○委員 〇〇委員

〇〇の現場については適切に管理されていたのでしょうか。

○事務局

〇〇の事業所についてはきちんと整備されており、きれいに使用されておりました。

○議長（会長）

ほかに何かご意見はございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。議案第121号、農用地利用集積計画書について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第121号農用地利用集積計画について説明いたします。

お手元にお配りしております。農用地利用集積計画書をご覧ください。

令和5年度第1号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるものです。概要についてご説明いたします。表紙をめくってください。

今回は4月20日開始分です。申し出件数は194件、面積は464,927㎡。

その内、期間借地は9件、面積は31,475㎡となっています。

貸し手は178名、借り手は112名です。期間は、1年から20年となっています。

中でも5年契約が最も多くなっています。作物別設定面積で米以外10種となっております。米10aあたりの賃借料については、今回、現金での最高値22,165円、最安値2,000円です。現物では、最高60kg、最低12kgとなっております。

地目別は、田 462,344㎡、畑 2,583㎡です。次のページから期間別、地目別の面積等が記載しております。

以上が概要でございますが、東温市が定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合していると考えます。

以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、皆様のご意見をお伺いしたらと思います。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、13件、これで全て終了しました。

○議長（会長）

続きまして、協議事項2件について、まずは「下限面積の廃止に伴う対応について」に移りたいと思います。小委員会①の副代表の〇〇委員から報告を頂きたいと思います。

○小委員会①副代表 〇〇委員

それでは、5. 協議事項について 報告したいと思います。

1. 農地法第3条許可申請の場面における「新規就農者」の取り扱いについてですが、
 - ①従来、東温市における「新規就農者」に対してのヒアリングを事務局と農業委員で実施しておりましたが、このヒアリングの場に新たに推進委員もメンバーとして加えることとする。
 - ②1,000㎡未満の権利の取得・設定については、原則として、ヒアリングは実施しないこととするが、その場合には、営農計画書を提出して頂き、事務局で聞き取りを行うこととする。但し、ヒアリングの実施が必要と事務局が判断した場合には、ヒアリングを実施することとする。
2. 農地法第3条許可申請の場面における他の問題についてですが、
 - ①農地法第3条許可を受けたにもかかわらず、農地等のすべてを効率的に利用しない事態についての対応ですが、「全部効率利用要件」により、次回の申請は受け付けない取り扱いとする。なお、許可の取り消し自体は、非常に難しいとの認識であり、国の取り扱いが示されるのを注視したいと思います。
 - ②農地法第3条許可取得後に、短期譲渡（転売）する場合についてですが、やむを得ない事情がある場合は短期譲渡も可とするが、理由書を徴することとする。

以上報告させていただきます。

○議長（会長）

ただいま、〇〇委員から小委員会①の報告をいただきましたが皆様のご意見などありましたら、この場でお伺いしたいと思います。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

意見がないようでしたら、農地法第3条許可申請の取り扱い4点について説明のとおり4月から運用とさせていただきたいと思います。

続いての協議事項について事務局より説明願います。

○事務局

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定及び令和5年度最適化推進活動に係る目標設定について、説明。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

意見がないようでしたら、先ほど説明があったとおりといたします。

次回の農業委員会は令和5年5月11日となっております。

以上で第33回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。